

奨学生募集要項（2025年度）

No. 86

神戸大学推薦枠（A区分）

奨学団体名 （奨学金名称）	首藤奨学財団＜2号奨学生＞		
2025 募集依頼人数	2名（全国で30名程度）		
募集学年	学部生 修士（博士前期）課程 博士（博士後期）課程		
募集学部・研究科 研究分野等	医学部（医学科・医療創成工学科・保健学科）・医学研究科 （医療及び医療基礎研究分野を専攻又は研究する者）		
大学締切時期	神戸大学推薦枠（A区分）申請要項参照		
給付	年額 700,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
（採用時）一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	無
就労制限	無	出身地制限	（申請時点で）本人または保護者が引き続き神奈川県内に居住している者
その他応募条件	・ 他団体の奨学金との併給可（日本学術振興会特別研究員採用者も可） ・ 支給期間は原則として1年間 ・ 給付奨学生の身分を喪失した場合、返還を要する場合がある。（奨学金規程参照） ・ 財団よりアンケートや広報活動の協力、関連行事への参加を求められた場合に応じられる者		

令和 7 年 9 月 1 日

各対象校 奨学金担当部門 ご担当者様

公益財団法人 首藤奨学財団

代表理事 首藤 利幸

奨学金事業に関する資料送付のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで当財団は、主に研究職へ進路希望のある、神奈川県にゆかりのある医学部に通う学生に対し、延べ約 190 名の奨学生採用を行い、医療人材の育成を行ってまいりました。

昨年度募集より、対象校を国内すべての医学部を有する大学に広げ、奨学金事業を行うこととなり、貴学もその対象校となりますので、ご連絡をいたしました。

対象となる学生が、「本人または保護者が神奈川県に居住している医学部の学生」と、幾分限定されてはおりますが、貴学においても、是非ともご活用いただきたく存じます。

つきましては、本日、下記の資料を送付いたしますので、ご査収のほどよろしくお願い申し上げます。なお、推薦に際しまして、貴学より、最大 2 名の学内選考をお願い申し上げたく存じます。

敬具

記

【添付書類】

0. 2025 年度 00 首藤奨学財団 資料送付案内.pdf (本用紙)
1. 2025 年度 01 首藤奨学財団 リーフレット.pdf
2. 2025 年度 02 首藤奨学財団 奨学金事業 募集要項.pdf
3. 2025 年度 03 首藤奨学財団 大学奨学金担当者向けマニュアル.pdf
4. 2025 年度 04 首藤奨学財団 案内ポスター.pdf
5. 2025 年度 05 首藤奨学財団 奨学金規程 .pdf
6. 2025 年度 06 首藤奨学財団 スケジュール .pdf

[法人事務局連絡先] 公益財団法人 首藤奨学財団 事務局 大塚聖史

住 所：〒223-0051 神奈川県横浜市港北区箕輪町 2 - 1 7 - 5

電 話：0 8 0 - 9 7 7 1 - 6 8 2 2

メール：masohts@shuto-zaidan.or.jp

以上

基礎医学の発展と 医療人材の育成を 創業の地 神奈川から

奨学金事業について

本財団の奨学金は、医療及び医療基礎研究分野を専攻する学生を対象に、次世代の医療分野における人材の育成と教育の発展に貢献することを目的とし、経済的困窮度よりも、成績や研究に対する熱意・取り組み内容を重視して選考します。

対 象	神奈川県にゆかりのある医療を学ぶ学生 *注1
応募方法	奨学金運営サイト「ガクシー」上の応募フォームから応募
募集期間	2025年9月16日～2025年11月28日
奨学金給付	2025年4月中旬頃
金 額	70万円/年額
募集人数	90名程度(2025年度計画)・1号奨学生 60名程 ・2号奨学生 30名程

*注1: 詳細は募集要項、奨学金規程をご確認ください

設立者あいさつ

首藤 利幸 コーア商事ホールディングス株式会社 代表取締役社長

将来の医療の発展のためには日々の基礎研究、および医療を支える人材の育成が重要であると考え、創業の地、神奈川県にゆかりのある大学院・大学で医療及び医療基礎研究分野の研究を行う学生、および同分野を専攻する学生に対して、昨年までに延べ約190名の学生に対して奨学金を給付し、微力ながら人材の育成と教育の発展に貢献してまいりました。

当財団は、財団に関わった若き研究者や学生たちの将来の活躍を期待するとともに、引き続き医療分野の発展に貢献してまいりたいと考えております。

今年度も、優秀な若き研究者、学生からの応募をお待ちしています。



代表理事 首藤利幸



公益財団法人 首藤奨学財団

2025 年度 首藤奨学財団 奨学金事業 募集要項

1. 奨学金の種類

【1号奨学金】

本財団が(別表 1)に指定する神奈川県内の大学医学部の学士課程、大学院医学研究科・医療研究科・生命医科学研究科修士課程又は博士課程で正規生として在学のもの。(いずれも私費留学生を含む)

【2号奨学金】

2号奨学金事業申請時点で、本人、又は保護者が引き続き神奈川県内に居住しているもので、国内の大学医学部(別表 2)の学士課程、大学院医学研究科修士課程、又は博士課程で正規生として在学のもの。(進学先の大学所在地についての制限はありません。)

2. 応募資格

2026 年 4 月の奨学金受給時において、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- 1 医療及び医療基礎研究分野を専攻、又は研究しているもの。
- 2 人物・学力に優れ、熱意をもって取り組んでいるもの。
- 3 他の奨学金との併給可。日本学術振興会特別研究採用者も可。

※併給不可としている法人等もありますので、各自相手先に確認をしてください。

3. 奨学金の内容

支給額：一人あたり 70 万円を一括給付予定です。

支給期間：1 年間

支給方法：本人名義の銀行口座へ振り込みます。

※本奨学金は給付型です。ただし、給付奨学生の身分を喪失した場合には、返還を要します。

詳しくは、「公益財団法人 首藤奨学財団 奨学金規程」(以下「奨学金規程」という。)を参照ください。

4. 給付奨学生採用数

2025 年度は 90 名程度募集予定です。

【1号奨学生】 60 名程度

【2号奨学生】 30 名程度

5. 応募方法

下記書類一式を揃え、当財団法人ホームページにリンクされている奨学金運営サイト「ガクシー」上の応募フォームよりご応募ください。

応募開始は 2025 年 9 月 16 日(火) 9:00 より可能になります。

- ① 奨学生願書(所定の形式による)

- ② 写真（証明写真に準じた顔写真データ）
- ③ 「研究論文」、「研究計画書」、または「将来の目指す姿と現在取り組んでいること」をアップロード（書式自由 A4 用紙に記載のこと。5 枚以内）
※継続受給を希望の方は、前年度申請時以降の取り組み内容を記載してください
- ④ 主要業績リスト（指定書式 A4 用紙に記載のこと 1 枚以内）
※継続受給を希望の方は、前年度申請時以降の取り組み内容を記載してください。
- ⑤ GPA（4.0 点満点）の記載されている直近の成績証明書
※成績が GPA（4.0 点満点）に対応していない場合、成績証明書に加え、指定書式の「GPA 計算書」及び「GPA 算出方法説明書」の 2 点を合わせて提出ください。
- ⑥ 奨学生推薦書
（1 通。学長、研究科・専攻長、指導教官等のうちいずれか 1 名により書かれたもの。
また、学校指定のものが存在する場合はそれを使用）
- ⑦ 直近 1 年の家計支持者の所得証明書
（給与所得証明書、源泉徴収票、税務申告証明書、非課税証明書などの写し等）
- ⑧ 在学証明書
- ⑨ 在留資格認定証明書（在留カード等） ※外国人留学生のみ
- ⑩ 本人、又は保護者が神奈川県内に在住していることを証明する書類（住民票の写し等）
※2 号奨学金応募者のみ

6. 応募書類締切

学校奨学金窓口からの応募となるため、所属の学校・学部で、別途締め切りを設定している場合がございます。各学校内での締め切りは、教務等の奨学金担当窓口にご確認ください。

規定人数以内の応募者を学校窓口より、2025 年 11 月 28 日（金）17:00 までにシステム送信による応募受付。

- ・書類の不足や不備があった場合は、いかなる理由であれ受理いたしません。
- ・学生からの直接応募は認めません。
- ・締切を過ぎての応募は受理いたしません。

7. 奨学金の給付決定

申込期日までに到着した願書等、応募書類に基づき研究内容、修学内容、人物等を総合的に検討し、選考委員の評価の上位の者より選考します。具体的な選考及び判断基準については、公表や開示は行いません。

結果は、決定通知書により 2026 年 3 月下旬 に連絡します。

【重要】 各種連絡は原則ガクシーチャット機能、及びメールでいたします。

願書に記載のメールアドレスの誤記入により連絡がつかない場合、メール設定不備による不達の場合には採否の通知もできません。各連絡の返信期日内に返信がなく、連絡がつかない場合は応募辞

退とみなしますのでご了承ください。

@shuto-zaidan.or.jp、@gaxi.jp からのメールが受信できるよう、迷惑メールに振分けられないようにしてください。

8. 給付決定後の提出書類

奨学金の給付決定後、直ちに「銀行口座届出用紙」を奨学金事務局に提出してください。

9. 交付後の提出書類

奨学金の交付後、直ちに「奨学金 受領書」を奨学金事務局に提出してください。

10. 奨学金の辞退

給付奨学生は、辞退届の提出により奨学金給付の辞退を申し出ることができます。

11. 奨学生の義務

給付奨学生は、次に定める義務を履行する必要があります。

- 1 奨学金規程第 15 条に規定する、異動届出に該当する事項が発生した場合は、所定の「異動届」を提出してください。
- 2 奨学金規程第 16 条に規定する、研究テーマの報告を 2027 年 3 月から 5 月末までに提出してください。
- 3 その他、奨学金規程第 16 条に規定する、アンケートや広報活動への協力、関連行事への参加等を求めた時には、これに応じてください。

12. 奨学金の支給の停止

下記の事由が生じた際は、奨学金の支給の停止することがあります。

- 1 休学又は長期にわたって欠席したとき。
- 2 疾病などのために成業の見込みがなくなったとき。
- 3 奨学金規程第 4 条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。
- 4 偽りの申請その他不正な手段によって給付を受けたとき。
- 5 奨学金を不適切に流出または支出したとき。
- 6 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- 7 その他給付奨学生として適当でないと本財団が認めたとき。

13. 奨学金の打ち切り

奨学金の停止を受けた奨学生のうち悪質と認められる場合、奨学金の支給を打ち切りすることがあります。なお「打ち切り」とは、奨学生として 資格を剥奪し、今後一切の奨学金を支給しないことをいいます。

14. 奨学金の返還請求

前項により奨学金の打切りを決定した事案について特に悪質と認められる場合、奨学金の一部または全額の返還を求めることがあります。なお、返還を求められた者は、請求の翌々月から起算して 24 か月以内に一括又は割賦にて、全額返還しなければなりません。

1 5. 個人情報の取扱い

応募にあたっては、奨学金規程第 1 7 条に定める個人情報の取り扱いに同意したものとみなします。

1 6. その他

その他詳細については、奨学金規程を参照ください。

1 7. FAQ

よくある質問については、財団ホームページ FAQ をご確認ください。

1 8. 問い合わせ先 首藤奨学財団事務局

Email : contact@shuto-zaidan.or.jp

(別表1) 対象の大学：神奈川県内で医学部を有する次の大学、及び大学院

	学校名	学部・研究科
大学	横浜市立大学	医学部
	東海大学	医学部
	北里大学	医学部
	聖マリアンナ医科大学	医学部
大学院	横浜市立大学	医学研究科
		生命医科学研究科
	東海大学	医学研究科
	北里大学	医療系研究科
	聖マリアンナ医科大学	医学研究科

(別表2) 2号奨学金対象校

国立大学			
北海道大学	東北大学	東京大学	名古屋大学
京都大学	大阪大学	九州大学	千葉大学
新潟大学	金沢大学	岡山大学	長崎大学
熊本大学	弘前大学	群馬大学	東京科学大学
信州大学	岐阜大学	三重大学	神戸大学
鳥取大学	広島大学	山口大学	徳島大学
鹿児島大学	旭川医科大学	秋田大学	山形大学
筑波大学	富山大学	福井大学	山梨大学
浜松医科大学	滋賀医科大学	島根大学	香川大学
愛媛大学	高知大学	佐賀大学	大分大学
宮崎大学	琉球大学		

公立大学			
京都府立医科大学	札幌医科大学	福島県立医科大学	名古屋市立大学
大阪市立大学	奈良県立医科大学	和歌山県立医科大学	

私立大学			
慶應義塾大学	東京慈恵会医科大学	日本医科大学	岩手医科大学
順天堂大学	昭和大学	東京医科大学	東京女子医科大学
東邦大学	日本大学	大阪医科薬科大	関西医科大学
久留米大学	自治医科大学	獨協医科大学	埼玉医科大学
近畿大学	杏林大学	帝京大学	藤田医科大学
産業医科大学	金沢医科大学	愛知医科大学	福岡大学
東北医科薬科大学	兵庫医科大学	川崎医科大学	国際医療福祉大学



2025年度 奨学生募集

あなたの未来を応援します

神奈川県にゆかりのある
医療を学ぶ大学生・大学院生対象



将来の医療の発展のために

当財団は、日々の基礎研究及び医療を支える人材の育成が重要であると考え、医療及び医療基礎研究分野の研究、又は同分野を専攻する学生に対して、奨学金事業を行い人材の育成と教育の発展に貢献します。

奨学金給付 2026年 4月中旬

*主に26年度の学資を目的として給付します。

年額 **70** 万円 & 募集定員 **90** 名程度

〔募集期間〕 2025年 9月16日（火） ～ 11月28日（金） まで

*奨学金応募サイト「ガクシー」からの応募となります。

募集要項・お問い合わせはホームページから

公益財団法人
首藤奨学財団

首藤奨学財団

検索

<https://shuto-zaidan.or.jp>



奨 学 金 規 程

第1章 総則

(通 則)

第1条 公益財団法人首藤奨学財団（以下「本財団」という）の定款第4条第1項の奨学金支給事業について本規則を定める。

(奨学金及び給付奨学生)

第2条 この規程において奨学金とは、本財団が第4条に定める資格を有する者に学資として給付するものをいい、奨学金の給付を受ける者を給付奨学生という。

(奨学金の目的)

第3条 本財団の奨学金は、医療及び医療基礎研究分野を専攻する学生を対象に、次世代の医療分野における人材の育成と教育の発展に貢献することを目的とする。

(給付奨学生の資格)

第4条 給付奨学生は、2項の各号いずれかに該当し、且つ3項の各号の全てに該当し、本財団の奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という）において選考された者とする。

2 ①【1号奨学金】

本財団が(別表1)に指定する神奈川県内の大学医学部の学士課程、大学院医学研究科・医療研究科・生命医科学研究科修士課程又は博士課程で正規生として在学のもの。

(いずれも私費留学生を含む)

②【2号奨学金】

2号奨学金事業申請時点で、本人、又は保護者が引き続き神奈川県内に居住しているもので、(別表1)に指定する大学を除く、国内の大学医学部の学士課程、大学院医学研究科修士課程、又は博士課程で正規生として在学のもの。

(進学先の大学所在地についての制限はありません。)

3 ① 医療及び医療基礎研究分野を専攻、又は研究しているもの。

② 人物・学力に優れ、熱意をもって取り組んでいるもの。

③ 他の奨学金との併給可。日本学術振興会特別研究採用者も可。

(奨学金の給付)

第5条 奨学金の給付額は、一人あたり 70 万円／年額とする。

2 支給する奨学金は、償還の必要がない奨学金（給付型奨学金）とする。

3 奨学金支給人数は、90名前後とする。

4 奨学金の支給期間は原則として 1 年間とする。

5 1 号奨学生、2 号奨学生の採用比率は、概ね 3:1～4:1 程度とし、理事会において決定する。

第2章 奨学生の採用と奨学金の支給

(募 集)

第6条 給付奨学生の募集は、公に行うものとする。

(奨学生の申請手続き)

第7条 奨学金の受給を希望する者は、以下の書類を申込時に、学校を通じて本財団に提出するものとする。

- ① 奨学生願書（所定の形式による）
- ② 写真（証明写真に準じた顔写真データ）
- ③ 研究論文、研究計画書、または将来の目指す姿と現在の取り組み
（A4 用紙に記載のこと。 5 枚以内）
- ④ 主要業績リスト
- ⑤ GPA（4.0 点満点）の記載されている直近の成績証明書
（成績が GPA に対応していない場合、成績証明書に加え、所定の GPA 計算書及び GPA 算出
方法説明書の 2 点を合わせて提出ください）
- ⑥ 奨学生推薦書
（ 1 通。学長、研究科・専攻長、指導教官等のうちいずれか 1 名により書かれたもの。また
学校指定のものが存在する場合はそれを使用）
- ⑦ 直近 1 年の家計支持者の所得証明書
（給与所得証明書、源泉徴収票、税務申告証明書、非課税証明書などの写し等）
- ⑧ 在学証明書
- ⑨ 在留資格認定証明書（在留カード等） ※外国人留学生のみ
- ⑩ 本人、又は保護者が神奈川県内に在住していることを証明する書類（住民票の写し等）
※2 号奨学金応募者のみ

(奨学生の決定)

第8条 奨学生の決定は、奨学金受給希望者から申込期日までに提出された書類を選考委員会が審査して、代表理事がその採否を決定する。

- 2 本奨学金では、経済的困窮度よりも、成績や研究に対する熱意・取り組み内容を重視して選考する。
- 3 選考の経過および決定の理由は公表しない。申請書類は選考結果の如何にかかわらず返却しない。
- 4 採用通知は、在学する学校等及び奨学金受給希望者に代表理事から通知する。
- 5 奨学生に採用された者は、前項の通知受領後すみやかに奨学金受給希望者名義の口座を本財

団に届け出るものとする。

(奨学金の支給)

第9条 奨学金は、原則として年1回(4月)、奨学生の本人名義の口座に振り込み支給する。

(奨学金の支給の停止)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、選考委員会は協議の上、奨学金の支給を停止することがある。本条でいう「停止」とは奨学金を支給しないことをいう。

- ① 休学又は長期にわたって欠席したとき。
- ② 疾病などのために成業の見込みがなくなったとき。
- ③ 第4条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。
- ④ 偽りの申請その他不正な手段によって給付を受けたとき。
- ⑤ 奨学金を不適切に流出したり支出したとき。
- ⑥ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- ⑦ その他給付奨学生として適当でないと本財団が認めたとき。

(奨学生の復活)

第11条 前条の規定により奨学金の支給を停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、選考委員会は協議の上、奨学金の支給を復活することができる。

(奨学金の打ち切り)

第12条 奨学金の停止を受けた奨学生のうち悪質と認められる場合、選考委員会は協議の上、奨学金の支給を打ち切りすることができる。本条でいう「打ち切り」とは、奨学生として資格を剥奪し、今後一切の奨学金を支給しないことをいう。

(奨学金の返還請求)

第13条 前項の規定により奨学金の打ち切りを決定した事案について特に悪質と認められる場合、選考委員会の決議を経て、代表理事は支給した奨学金の一部または全額の返還を求めることができる。

- ② 前項で返還を求められた者は、請求の翌々月から起算して24か月以内に一括又は割賦にて、全額返還しなければならない。

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、随時奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の義務

(異動届出)

第 15 条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、ただちに本財団へ届け出なければならない。

- ① 休学、退学、転学、卒業したとき。
- ② 停学、留年その他の処分を受けたとき。
- ③ 病気、事故その他の理由により、3 ヶ月以上欠席が見込まれるとき。
- ④ 奨学生の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき。
- ⑤ その他重要な事由があるとき。(例：研究テーマ、研究内容の変更)

(研究テーマの報告等)

第 16 条 奨学金支給対象期間終了後 2 カ月以内に、次のものを本財団へ提出する。

- ① 奨学金受給期間中の、奨学金願書に記載した「研究テーマ」又は、「学校での取り組み」に係る状況と今後の展開をまとめた小論文(1,200 字以上～2,000 字以内程度)
- ② その他、財団が報告を求めたときには、速やかにこれに応じる。

2 財団がアンケートや広報活動への協力、関連行事への参加等を求めたときには、これに応じる。

第 4 章 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第 17 条 奨学生募集に関連して取得した応募者の個人情報の使用は、奨学生選考業務および採用後に発生する奨学金給付等に必要な範囲に限定する。

第 5 章 反社会的勢力の排除

(反社会的勢力の排除)

第 18 条 以下の場合は、本財団の奨学生となること及び本財団の奨学金に申し込むことはできない。

- ① 本人及び本人の 3 親等以内の親族が、暴力団、暴力団関係企業及び総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成(以下「反社会的勢力」という)である者。
- ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者。

第 6 章 補則

(権利の帰属)

第 19 条 給付奨学生が提出した研究レポート等に関する一切の権利は、給付奨学生に帰属するものとする。ただし、本財団が事業の報告等に利用するときは、使用できるものとする。

(本規程の改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、理事会において行う。

(実施細目)

第 21 条 この規程の実施について必要な事項は別にこれを定める。

附則

1. この規程は、令和 3 年 1 0 月 2 2 日一般財団法人首藤奨学財団設立日から施行する。
(令和 3 年 1 2 月 1 3 日理事会議決)
2. この規程の変更は、令和 4 年 5 月 1 0 日公益財団法人首藤奨学財団名称変更日から施行する。
(令和 4 年 5 月 3 1 日理事会議決)
3. この規程の変更は、令和 5 年 3 月 1 8 日から施行する。
(令和 5 年 3 月 1 8 日理事会議決)
4. 第 5 条 3 項、及び第 1 6 条の変更は、令和 6 年 4 月 2 5 日 から施行する。
(令和 6 年 4 月 2 5 日 理事会議決)
5. この規程の変更は、令和 6 年 8 月 3 日から施行する。
(令和 6 年 8 月 3 日 理事会議決)

1. 募集日程（募集開始～給付後）

2025 年 9 月 1 日	奨学生募集要項公開 財団 HP、奨学金サイト「ガクシー」で公開します。 各大学の奨学金担当部門から、学内への告知をいたします。
2025 年 9 月 16 日	応募書類受付開始 奨学金運営サイト「ガクシー」より、応募に必要な書類等を揃え、在籍する学校を通じて、応募してください。
2025 年 11 月 28 日	応募書類受付終了 17:00 までにシステム送信による応募受付
2025 年 12 月 下旬	第一次選考・書類審査 選考委員会において、書類審査を行います。
2026 年 3 月 月上旬	第二次選考・書類審査 選考委員会において、書類審査による協議を行います。
2026 年 3 月 中旬	奨学生採用決定の理事会 選考委員会による審査結果をもとに、理事会において奨学生を決定します。
2026 年 3 月 下旬	決定通知 本人宛てに「奨学生決定通知書」を発行します。 なお、「奨学生決定通知書」受領後は、速やかに「銀行口座届出用紙」を提出する必要があります。 <u>* 連絡なく、未提出の場合応募辞退とみなします。</u>
2026 年 4 月 中旬	奨学金給付 「銀行口座届出用紙」に記載の銀行口座に奨学金を振り込みます。なお、振込確認後は、速やかに「奨学金受領書」を提出する必要があります。 また、採用後に数回実施されるアンケートにご協力ください。
2027 年 5 月 下旬	レポート提出 採用者は、奨学金願書に記載したレポートの状況と今後の展開をまとめた小論文を提出する必要があります。(1,200 字以上～2,000 字以内程度)